

## 介護保険課から留意事項等のお知らせ(令和 8 年 9 月 1 日時点)

日頃より、当市の介護保険事業へのご協力ありがとうございます。

令和 8 年度集団指導に伴い、介護保険課からの留意事項等をまとめましたので、ご確認くださいませよう願いたします。

- 1 市への提出書類について
  - (1) 提出書類の様式の確認について
  - (2) 提出期限の厳守及び提出方法について
  - (3) 変更届について
  - (4) 体制届について
  - (5) 再開届について
  - (6) 事故報告書の提出について
- 2 介護保険課への問い合わせについて
- 3 メールアドレスの確認について
- 4 ケア倶楽部の登録について

問い合わせ先  
〒350-8601  
埼玉県川越市元町 1-3-1  
福祉部介護保険課 施設事業者担当  
TEL:049-224-6404

## 1 市への提出書類について

### (1) 提出書類の様式の確認について

変更届出書や事故報告書等を旧様式で提出している事業所が多く見受けられます。  
川越市ホームページに掲載している最新の様式をお使いください。

### (2) 提出期限の厳守及び提出方法について

**各種届出の提出期限は厳守をお願いします。**特に体制届につきましては、提出期限を過ぎますと、算定月をひと月遅れにする等影響が生じますので、ご注意ください。  
詳細は川越市ホームページをご確認ください。

【介護保険事業者指定関係(指定・更新・変更等)】

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006853/1006891/1006892/1006895.html>

【介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(体制届)の提出】

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006853/1006891/1006900/1006904.html>

### (3) 変更届について

提出の失念や添付書類の不足が見受けられます。  
改めて届出が必要な項目の確認をしていただき、ご提出の際は「添付書類チェックリスト」で書類の確認をお願いします。  
提出方法は、窓口・郵送・電子申請届出システムです。

事業所を移転するには、事前相談が必要です。

新規指定と同じく、介護保険課で確認を行ったうえで、他課・関係機関への確認が必要になります。物件等の契約の前に、余裕をもってご相談ください。

### (4) 体制届について

体制届の変更前・変更後の記載欄には、取得している加算を書き出すのではなく、変更があった加算のみを記載するようにお願いします。記載の仕方は、別紙の記載例を参考にしてください。

体制等状況一覧表につきましては、体制状況が把握できるように、全ての項目にチェックを入れてください。また、届出に該当しないサービス部分については、削除していただき、該当のサービス分のみをご提出ください。併せて、添付資料が不足していないか、「添付書類等チェックリスト」をご確認ください。

提出方法は、窓口・郵送(提出期限必着)・電子申請届出システムです。

2026年05月20日(水)16時半頃にお送りしている、「【川越市】電子申請等届出の留意点について」のメールも併せてご確認ください。

#### (5) 再開届について

人員基準を満たしているか、休止以降に変更した事項はないか等、確認を行う必要があります。**再開 1 か月前までに**、事前に施設事業者担当までご連絡ください。

#### (6) 事故報告書の提出について

**事故が発生した場合は、速やかに市へ事故報告書をご提出ください。**

事故に伴う利用者又はその家族からの苦情が増えています。事故発生時の対応について、事業所内で手順を確認していただくとともに、家族等への報告は丁寧に行ってください。

事故の報告範囲については、川越市のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006853/1006891/1006910/1006914.html>

## 2 介護保険課への問い合わせについて

**介護保険課への問い合わせは、電話でお願いします。**市のホームページ内の問い合わせフォームや、介護保険課のメールアドレス宛にご連絡することはお控えください。問い合わせの内容によっては、担当者の判断でメールでのやりとりを依頼することもありますので、その際はご対応くださいますようお願いいたします。

なお、問い合わせの際は、「いつ・どこから発出された文書(通知)の・どの部分について・現状事業者としてどのような解釈をしているのか」をご提示ください。

※法改正時などの繁忙時期は、期間を決めて所定の書式(質問票)をもって受け付けます。その際はメールにてご連絡しますので、ご協力をお願いいたします。

## 3 メールアドレスの確認について

**市からの重要なお知らせにつきましては、原則事業所宛にメールでご案内します。**

迷惑メールフォルダへ振り分けられている、受信トレイの容量オーバーで受信ができない等の状況が散見されます。市からのメールが届いているか、改めてご確認ください。

事務作業が法人本部で行われている場合など、必要に応じて転送してください。

事業所のメールアドレスを変更する場合は、変更届をご提出ください。

## 4 ケア倶楽部の登録について

研修案内や軽微なお知らせにつきましては、ケア倶楽部にて周知を行います。

過去にご登録いただいたメールアドレスを現在ご利用になっていない場合などは、情報掲載のお知らせが届いていない可能性がありますので、ご確認をお願いいたします。

新規指定を受けた事業所は、地域包括ケア推進課から「川越市在宅医療・介護事業者情報システム」の案内をお送りしていますので、内容をご確認のうえご登録ください。

【登録についてのお問い合わせ】

委託先: トーテックアメニティ株式会社(03-5657-3203)

【ID・パスワードに関する再発行のお問い合わせ】

地域包括ケア推進課(049-224-6087)